ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

令和6年6月26日財関第661号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出に係る禁止措置を実施することが決定され、6月21日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和6年政令第227号）が７月３日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。

２．上記により適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

令和6年6月26日20240618貿局第3号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出禁止措置について

上記の件について、令和6年6月21日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第二百二十七号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四中「アルメニア」の下に「、中華人民共和国、インド、カザフスタン」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（傍線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 別表第二の四（第二条、第四条関係）アラブ首長国連邦、アルメニア、中華人民共和国、インド、カザフスタン、シリア、ウズベキスタン | 別表第二の四（第二条、第四条関係）アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン |